

## 医療費給付制度

### 1. 保険の給付について

大学生活の中で、万一事故に遭ったりケガをした場合、全学生が入学時に加入している学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）\*または駿河台大学互助会から医療金等が給付されます。また、他人にケガを負わせてしまったり、他人の物を壊してしまった場合、学研災付帯賠償責任保険（学研賠）\*から損害賠償が補償されます。詳しくは学生支援課に相談してください。

\*（公財）日本国際教育支援協会が運営する保険 参考：ホームページ <http://www.jees.or.jp/>

#### (1) 学生本人がケガをした場合の医療費給付制度

	①学研災	②傷害医療金
正課中	1日以上	1～3日
学校行事中		
学校施設内（課外活動を除く）	4日以上	1～6日
通学中		
学校施設等相互間の移動中		
課外活動中	14日以上	1～13日

※入院した場合は、通院日数にかかわらず学研災の対象となります。

#### ① 学研災傷害保険金（学生教育研究災害傷害保険）

この保険は、全学生が入学時に加入し、卒業まで補償が受けられます。通院（入院）実日数により一定額の傷害保険金が支払われます。

	通院	入院
正課中	治療日数 1 日以上対象（3,000 円～300,000 円）	左記の傷害保険金の他に 180 日を限度に 1 日あたり 4,000 円の入院加算金 が支払われる
学校行事中		
学校施設内（課外活動を除く）	治療日数 4 日以上対象（6,000 円～300,000 円）	
通学中		
学校施設等相互間の移動中		
課外活動中	治療日数 14 日以上対象（30,000 円～300,000 円）	

#### ② 傷害医療金（駿河台大学互助会）

①学研災傷害保険金の補償対象外の場合は、以下の内容で本学互助会から傷害医療金が給付されます。

	内容	給付額
正課中	治療日数 1～3 日が対象	通院治療に要した費用が 3,000 円を超えた場合 3,000 円を限度とし超過分 を実費で給付 ※3,000 円までは①学研災傷害保険金より給付
学校行事中		
学校施設内 （課外活動を除く）	治療日数 1～6 日が対象	通院治療に要した治療日数が ・ 1～3 日の場合、費用 15,000 円を限度とし実費を給付 ・ 4～6 日の場合、費用 6,000 円までは①学研災傷害保険金より給付し、6,000 円を超えた場合 9,000 円までの超過分を互助会より実費で給付
通学中		
学校施設等相互間の 移動中		
課外活動中	治療日数 1～13 日が対象	通院治療に要した費用 30,000 円を限度とし実費で給付

### ③傷害見舞金（駿河台大学互助会）

①学研災傷害保険金や②傷害医療金の対象者で、通院及び入院実日数が7日以上の場合、日数に応じて以下の見舞金が給付されます。

治療日数	給付額
7～13日	5,000円
14～29日	10,000円
30～59日	15,000円
60～89日	20,000円
90～119日	25,000円
120～149日	30,000円
150～179日	35,000円
180～269日	40,000円
270日～	50,000円

### ④スポーツ医療金（駿河台大学互助会）

スポーツの強化指定・支援クラブに所属する学生が、所属クラブの活動により、スポーツ障害を起こした場合、以下の内容で本学互助会からスポーツ医療金が給付されます。

給付額	備考
治療日数1日以上対象 月額10,000円を限度とし実費を給付	当該クラブの申請により、接骨院・柔道整復師・鍼灸による治療も認めます。 ただし傷害見舞金は対象外。

※①学研災傷害保険金、②傷害医療金、④スポーツ医療金は、治療費全額を給付する制度ではありません。

※「治療日数」とは、実際に入院または通院した実日数（回数）をいい、治療期間の全日数が対象となる訳ではありません。

(2)他人にケガを負わせてしまった場合、他人の物を壊してしまった場合、大学所有の器物を壊してしまった場合

### ⑤学研賠（学研災付帯賠償責任保険）

国内外において、学生が、正課中、学校行事中、または大学に届出たインターンシップ・ボランティアサークル等の課外活動中及びその往復中に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。この保険は全学生が入学時に加入し、卒業まで毎年更新されます。

内容	給付額
対人賠償	1事故1億円限度
対物賠償	※免責金額（自己負担額）0円

補償の対象となる主な場合 <事故例>

- ・ インターンシップ活動中派遣先の機械を使用し誤って壊してしまった。
- ・ 介護体験活動中、入浴をしていた老人を持ち上げようとし、誤ってケガをさせてしまった。
- ・ 教育実習中、実習先の学校のパソコンを落として破損させてしまった。
- ・ ボランティアサークルでの活動中、誤って預かっていた花瓶を割ってしまった。
- ・ 学園祭で、焼鳥屋の模擬店を出店したが、食中毒事故を起こし、5人が入院してしまった。
- ・ 自転車で大学へ行く途中、前にいた歩行者と接触し、大ケガを負わせてしまった。

補償の対象とならない主な場合 <事故例>

- ・ ある運動部がボランティア活動として近隣の少年チームの指導をしている間に、子どもにケガをさせてしまった。→運動部は本来ボランティア活動を目的とした団体ではないため対象外。

### ⑥学生・こども総合保険（賠償責任保険）

日常生活の事故等、学研賠での補償対象外部分をカバーする保険として加入しています。学生が、日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したりすることにより被る法律上の損害賠償を補償します。

内容	給付額
賠償責任保険	1 事故 1 億円限度
死亡・後遺障害	1 万円限度

補償の対象とならない主な場合

- ・ 故意による損害
- ・ 被保険者または被保険者の指図による暴行・痛打による損害賠償責任
- ・ 戦争・その他の変乱・暴動による損害
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害
- ・ 被保険者の職務遂行（アルバイト・インターンシップを除く）に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）
- ・ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任
- ・ 自動車・オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・ 核燃料物質等の放射性・爆発性による損害 等

⑦器物破損補助金（駿河台大学互助会）

学生が事故により大学所有の器物を破損し、180 日以内に届け出た場合に給付されます。

給付額
程度に応じて最高 200,000 円

(3) 学生本人・保証人が死亡した場合や学生本人が後遺障害を負った場合

⑧傷害死亡保険金・弔慰金

（学生教育研究災害傷害保険）（駿河台大学互助会）

学生本人や保証人が、事故により万一死亡した場合に、以下のいずれかが給付されます。

	内容	給付額
正課中	事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合	2,000 万円（学研災）
学校行事中		
学校施設内		1,000 万円（学研災）
通学中		
学校施設等相互間の移動中		
課外活動中		
学生が上記以外の事故・災害により死亡した場合		100 万円（互助会）
学生の保証人が事故・災害により死亡した場合		100 万円（互助会）

⑨後遺障害保険金（学生教育研究災害傷害保険）

学生が事故により、万一後遺障害が生じた場合に、以下の保険金が給付されます。※入学年度により異なります。

	内容	給付額
正課中	事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合	120 万円～3,000 万円（学研災）※
学校行事中		
学校施設内		60 万円～1,500 万円（学研災）※
通学中		
学校施設等相互間の移動中		
課外活動中		

## ⑩後遺障害見舞金（駿河台大学互助会）

後遺障害保険金の対象とならなかった場合に、以下の見舞金が給付されます。

	内容	給付額
後遺障害保険金 対象外の場合	事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合	程度に応じて最高 100 万円（互助会）

## ⑪病気死亡弔慰金

学生本人や保証人が、病気により万一死亡した場合に、以下の弔慰金が給付されます。

内容	給付額
学生が病気により死亡した場合	100 万円（互助会）
学生の保証人が病気により死亡した場合	100 万円（互助会）

## (4)火災により罹災した場合

## ⑫災害見舞金

火災により罹災した場合に、以下の見舞金が給付されます。

内容	給付額
学生が居住する自宅の火災により罹災した場合	被害の状況に応じて 100,000 円（互助会）
学生が居住するアパート・賃貸マンション等の火災により罹災した場合	被害の状況に応じて 50,000 円（互助会）

## 2.給付の制限

- (1)原則として、学生及び会員の故意による事故または重大な過失による事故等の場合は給付できません。
- (2)闘争行為、犯罪行為及び天災（台風・地震・噴火・洪水・津波等）の天変地異に係わる給付はできません。
- (3)疾病治療及び心神喪失に係わる給付はできません。
- (4)その他給付の対象とならない主な場合
  - ①反復性脱臼、習慣性脱臼
  - ②椎間板ヘルニア
  - ③スポーツ障害（ただしスポーツ医療金対象者を除く）
  - ④頸部症候群（むちうち症）・腰痛
  - ⑤靴ずれ、しもやけ、凍傷等
  - ⑥急性アルコール中毒
  - ⑦私的活動中の事故

### 3.給付申請手続き

該当する事項がある学生は、早めに学生支援課に申し出て、申請手続きを行ってください。

※各申請用紙は学生支援課にあります。その他必要な書類は下表の通りです。

※医療機関・調剤薬局で発行された領収書は全て保管しておいてください。

給付種別	添付書類	申請期間
①学研災 傷害保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書（コピー可）</li> <li>・保険金請求金額が 10 万円以上または後遺障害がある場合は医師の診断書</li> <li>・通学中の事故の場合は通学事故証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生後、すぐに大学に事故報告を行う</li> <li>・治療終了後直ちに申請書類を提出</li> </ul>
②傷害医療金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書（コピー不可）</li> <li>・診察券（申請時に提示）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診日の3ヶ月後の末日までに申請書類を提出</li> </ul>
③傷害見舞金		
④スポーツ医療金		
⑤学研賠 ⑥学生・こども総合保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故証明書等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生後、学生本人が大学に連絡</li> <li>・直ちに申請書類を提出</li> </ul>
⑦器物破損補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顛末書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生日より 180 日以内に申請書類を提出</li> </ul>
⑧傷害死亡弔慰金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生後、14 日以内に事故報告を行う（口頭、電話、書面のいずれも可）</li> <li>・事故発生日より 1 ヶ月以内に申請書類を提出</li> </ul>
⑪病气死亡弔慰金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行通帳のコピー</li> </ul>	
⑫災害見舞金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明書</li> <li>・銀行通帳のコピー</li> </ul>	
⑨後遺傷害保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の診断書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生日より 180 日以内に申請書類を提出</li> </ul>
⑩後遺傷害見舞金		

※詳細は学生支援課にお問い合わせください。